

資料編

1 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置規程

平成14年3月28日

訓令第12号

改正 平成15年3月24日訓令第4号

平成19年3月19日訓令第5号

平成21年3月16日訓令第6号

平成22年3月31日訓令第5号

平成23年6月28日訓令第12号

平成26年9月1日訓令第12号

平成28年3月31日訓令第4号

平成29年6月30日訓令第10号

平成30年3月23日訓令第3号

平成31年3月27日訓令第9号

(設置)

第1条 真岡市における高齢者保健福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 計画策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 介護サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等市が講じる措置その他保健福祉計画及び介護保険事業計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長にはいきいき高齢課長、副部会長には社会福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあつて協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部いきいき高齢課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第6号)

この訓令は、平成21年3月23日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第12号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第12号)

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第10号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、市民生活部長、産業部長、建設部長、教育次長、総合政策課長、総務課長、納税課長、国保年金課長、健康増進課長、いきいき高齢課長、社会福祉課長、建設課長

別表第2（第5条関係）

総合政策課、総務課、納税課、国保年金課、健康増進課、いきいき高齢課、社会福祉課、建設課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

② 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、市民参加のもと、幅広く意見を聴くため、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 医療、保健及び福祉に関係のある者
- (4) 市内に1年以上居住する40歳以上の者で公募により選出された者

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 懇話会は、必要な都度市長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、健康福祉部いきいき高齢課が行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

NO.	氏名	当号	備考
1	池上正美	第1号	民生文教常任委員会委員長
2	鶴見和弘	第1号	真岡市国民健康保険運営協議会長
3	日下田勝男	第2号	真岡市自治会連合会会長
4	磯野里子	第2号	真岡市社会福祉協議会会長
5	田村武	第2号	真岡市民生委員児童委員協議会副会長
6	塩野純子	第2号	真岡市女性団体連絡協議会会長
7	糸井智英子	第2号	特定非営利活動法人デイホームやわらぎの会理事長
8	佐藤和夫	第2号	真岡市ボランティア連絡協議会長
9	伊藤譲治	第3号	芳賀郡市医師会真岡支部
10	宮本猛	第3号	真岡市歯科医師会会長
11	柴恵子	第3号	真岡市介護認定審査会長
12	三橋明美	第3号	栃木県看護協会県東地区支部長
13	野沢好江	第3号	老人保健施設春祺荘副施設長
14	田谷拓己	第3号	芳賀郡市管内介護支援専門員連絡会長
15	篠崎政代	第4号	被保険者代表（一般公募）
16	田邊恭子	第4号	被保険者代表（一般公募）
17	亀田晋	第4号	被保険者代表（一般公募）
18	中里絹代	第4号	被保険者代表（一般公募）

③ 策定の経緯

年月日	会議名等	内容
令和2年2月27日 ～3月12日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者や介護にあたっている主な介護者を含む）及び介護サービス事業所に対する調査
平成31年4月 ～令和2年3月	在宅介護実態調査	
令和2年6月19日 ～7月10日	事業所アンケート	
令和2年7月30日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 専門部会（第1回）	第7期計画の評価について 第8期計画策定について 第8期計画素案への意見聴取
令和2年8月6日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 （第1回）	第7期計画の評価について 第8期計画策定について 第8期計画素案への意見聴取
令和2年8月21日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定懇話会 （第1回）	第7期計画の評価について 第8期計画策定について
令和2年10月21日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 専門部会（第2回）	第8期計画素案への意見聴取
令和2年10月28日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 （第2回）	第8期計画素案への意見聴取
令和2年11月18日	真岡市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定懇話会 （第2回）	第8期計画素案への意見聴取
令和3年1月8日 ～29日	パブリックコメントの実施	第8期計画素案への意見聴取

4 用語の解説

あ行

【ICT（アイ・シー・ティー）】

「Information and Communication Technology」の略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味ですが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が增大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられています。

【アセスメント（課題分析）】

要介護者の生活全般にわたってその状態を十分に把握すること。個々の利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために介護サービス計画を立てていく過程で行われるアセスメント手法は、評価方法のことです。

【新しい生活様式】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式のこと。

【アドバンス・ケア・プランニング】

入院している患者等が、病気等の理由により意思決定能力が低下した場合に備え、今後の医療や介護等の方針について家族や医療従事者等と話し合いを行い、決めておくこと。

【NPO（エヌ・ピー・オー）】

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

【エンディングノート】

人生の最後を見据えながら、「終活」の一環として、家族や友人に伝えたいことや自分の希望などを記しておくノートのこと。

か行

【介護サービス計画（ケアプラン）】

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画のことです。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。

【介護職員処遇改善加算制度】

介護サービス事業所が、介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場の労働環境の改善を行ったりした場合に、介護サービス事業所に対して通常の介護報酬に一定率を加算して支払われる制度。支払いを受けた介護サービス事業所は、介護職員の給料とは別に手当として支給する必要があります。

【介護予防】

元気な人も、支援や介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにします。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことです。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業のこと。

【通いの場】

地域に住む高齢者が定期的に集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取組のこと。

【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座を行う講師役の人。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバンメイト研修を受講し、登録する必要があります。

【協議会】

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議体。中核機関が事務局を担います。

【ケアマネジメント】

介護を必要としている人やその家族がもつ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

【権利擁護】

意思能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながらもっている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護することです。

【高額介護サービス費の支給】

サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度です。

【後期高齢者】

75歳以上の方をいいます。

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としています。高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に速く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、我が国は30年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

【高齢者虐待】

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます。平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「経済的虐待」、「性的虐待」を定義しています。

【コーホート変化率法】

各歳の年齢層（コーホートと呼びます）が次の年にどれくらい変化するか（例：男女別に75歳→76歳、76→77歳・・・と、年齢ごとの変化率）を計算しその変化率が将来も続くと仮定し、年齢ごとに推計を行う方法です。

さ行**【在宅医療】**

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称です。

【社会福祉協議会（略称：社協）】

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市町村単位に一つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

【社会福祉士】

社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担います。

【消費者被害】

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」、「健康」、「孤独」の3つの大きな不安をもっているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。

【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。

【成年後見制度】

財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分ですることが困難であったり、悪徳商法等の被害に遭ったりするおそれのある、病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のことです。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などをします。

【前期高齢者】

65歳から74歳の方をいいます。

【専門3職種】

①主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、②保健師、③社会福祉士の3職種のこと。

た行**【ターミナル】**

治療による回復の見込みがなく、死を迎える前の状態・人生の終末期をいいます。

【第1号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方をいいます。

【第2号被保険者】

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65未満の医療保険に加入している方をいいます。

【ダブルケア】

育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。

【団塊ジュニア世代】

昭和46～49年生まれの第2次ベビーブーム世代のことをいいます。

【団塊の世代】

第2次大戦後の昭和22～24年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14～16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

【地域ケア会議】

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。

【地域支援事業】

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「その他の任意事業」からなります。市町村や市町村から委託を受けた事業者が実施します。

【地域包括ケア】

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体で提供することを目指すものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。

【地域包括ケア「見える化」システム】

都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」、「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」、「介護サービス見込量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を、厚生労働省が提供しているシステムです。

管理者機能、推計など保険者に限定されている機能もありますが、一般市民が閲覧することも可能です。(URL : <https://mieruka.mhlw.go.jp/>)

【地域包括支援センター】

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能をあわせもつ機関です。

【チームオレンジ】

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのことで、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターがメンバーとなります。外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などの活動を行います。

【特定入所者介護サービス費】

所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付のこと。

【閉じこもり】

統一された定義や概念はありませんが、「1日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先程度）で過ごし、日常生活行動範囲が極めて縮小している」、「週1回も外出しない」など、生活が不活発になり、様々な心身の機能低下を引き起こしてしまう危険性がある状態をさします。閉じこもりは、老化による体力低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、家族の態度・接し方や住環境、気候風土等の社会・環境要因が関連し、発生するものとされています。

な行**【日常生活圏域】**

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

【任意事業】

地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等をいいます。

【認知症】

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられます。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なります。

【認知症ケアパス】

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをさします。

【認知症サポーター】

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）です。

【認知症施策推進大綱】

令和元年6月の閣議で決定した政策大綱。平成27年1月から進めてきた「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を拡充し、従来の「共生」重視に「予防」を加えました。大綱の具体的な施策は、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱からなります。

【認知症地域支援推進員】

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図るなどの活動をしています。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人も、障がいのない人と同様の生活ができるよう支援するべきという考え方。

は行**【バリアフリー】**

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた状態をいいます。

【PDCAサイクル】

「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検）」、「Act（見直し）」のサイクルを繰り返し、管理やマネジメントを行う手法のこと。

【フレイル】

加齢に伴い筋力やこころの活力が低下した状態のことで、要介護状態になったり、怪我や病気のリスクとなります。適切な介入により、改善できる可能性があります。

【包括的支援事業】

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等をいいます。

【保健師】

国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。市町村や地域の保健所等に勤務し、住民の健康増進や保健指導等を行います。

【本人ミーティング】

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場。

ま行**【看取り】**

近い将来、死が避けられないと判断された人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること。

【民生委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などです。

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上に当てはまり、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高くなっている状態のこと。

や行**【要介護者／要支援者】**

要介護状態又は要支援状態にあると認定された人のことです。介護又は支援の必要の程度により要介護1～5、又は要支援1、2に区分されます。

ら行**【リハビリテーション】**

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練のことです。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれます。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が充てられます。

【老人クラブ】

高齢者自ら老後の人生を健全で豊かなものにする自主的な組織で、概ね60歳以上の方で構成され、レクリエーション、教養を高める活動、社会奉仕活動など広汎に活動しています。市レベル、県レベル、国レベルに連合組織があります。

第8期真岡市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和3年3月

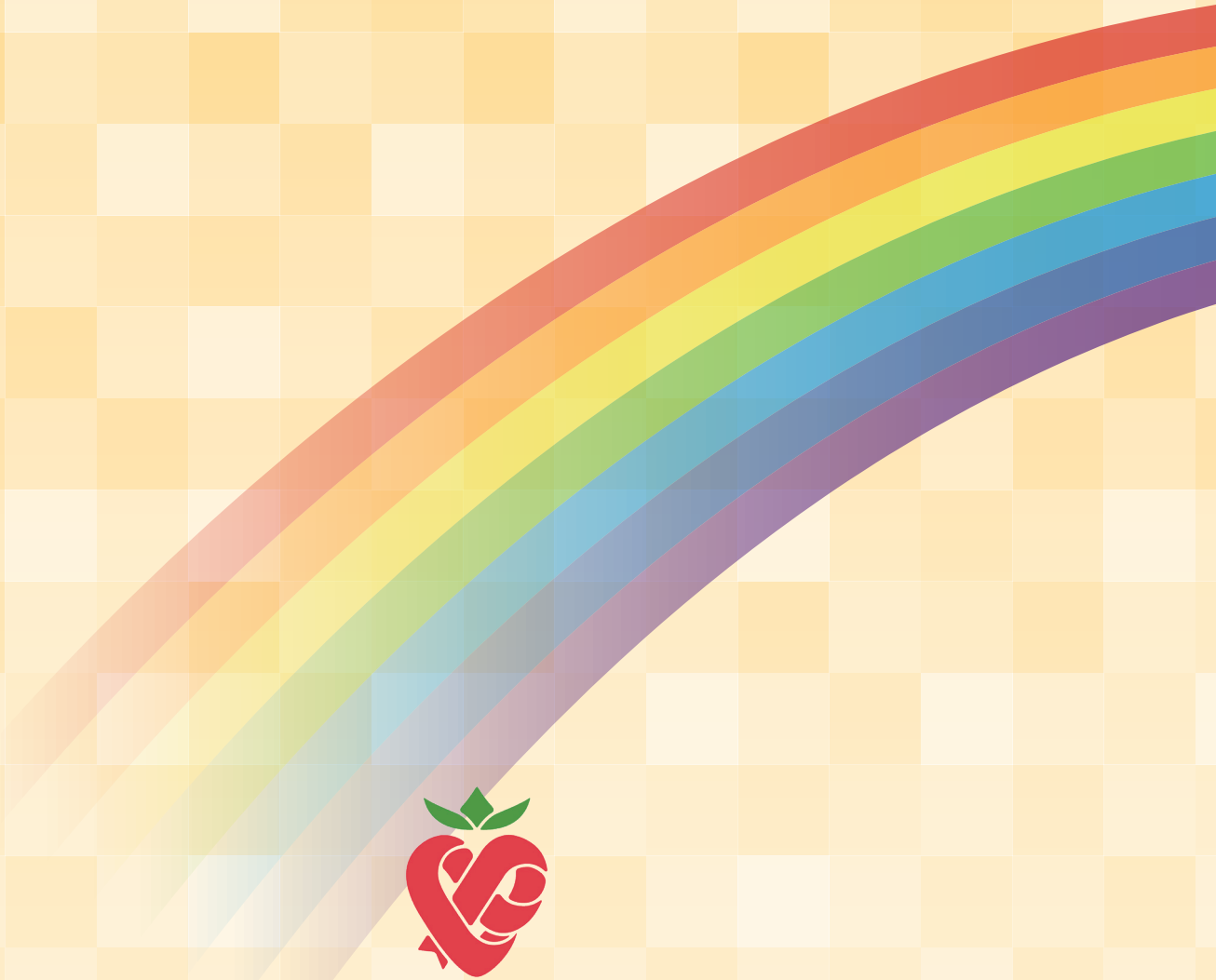
発行：真岡市

編集：真岡市健康福祉部 いきいき高齢課

住所：〒321-4395

栃木県真岡市荒町5191番地

T E L : 0285-83-8195



**NO.1 ICHIGO CITY
MOKA**

